

# きょうと福祉倶楽部だより

## 2009年5月号

初夏を思わせる穏やかな季節がやってまいりました。  
皆さんはいかがお過ごしですか？

滋賀県大津市にある瀬田大橋を渡り琵琶湖のほとりでおにぎりをほおばり  
ゆっくりと深呼吸。  
少し汗ばむ陽気に湖からの風がこちよい。  
久々に再会した姉妹家族と母。  
かわらず陽気な面々…ほっとする瞬間です。  
不況の中でゴールデンウィークも旅行なんて行けないけど、  
家族を大切に、皆で寄り添い支え合い、  
小さな「幸せ」を「幸せ」  
と思える「幸せ…」を感じました。

…おたより係

さて今回からは、4月からの介護報酬が改正され  
これからのサービスがどうなっていくのか？  
事例の紹介や提案をしていこうと思います。



## 負担増でサービスを減らす前にできること

4月から介護報酬が改定され、その結果、定められた支給限度額ではこれまでのサービスを利用すると費用が超過するため、サービスの利用量を減らす方もみられるようになりました。

私たちの事業所でも何人かそういう被害を受けている方がみられます。  
せっかく介護サービスを利用してお元気になられた方が、  
経済的理由から命を守るサービスを自分の健康に影響を与えることを承知の上で減らさなければならない。

まさに、お金の有無で人生の質が左右されてしまう悲しい時代になりました。  
ですが、そんな中でも私たちが一工夫すれば問題を緩和できる場合もあります。  
今回はその方法についてお知らせします。

## 自家用車いすを作ろう



介護保険の貸与項目にない補装具の支給や介護保険での貸与車いすでは体に適合しないため、座位の保持が困難な場合など  
障害者自立支援法から補装具費の支給が受けられます。  
重度の障がいをお持ちの場合、介護保険でレンタルできる車いすでは適合しないことはよくあることです。

それを無理矢理車いすに体をあわせると本来元気になれる方の機能を逆に低下させることになりかねません。ですから、積極的に車いすの障害者自立支援法からの支給を検討することをおすすめします。  
車いすが支給されればその分の介護保険の利用が減ります。  
その浮いた単位数を他の介護サービスに回すことが可能になります。



作製の相談はケアマネージャーか車いす作製業者にどうぞ。  
ただし、きちんと理解をされていない業者さんでは体に適合しないものが作製されてしまうこともありますので、要注意です。

## 介護保険のヘルパー派遣時間 超過分は自立支援法に

厚生労働省は障害特性から介護保険サービスのみで介護が困難な場合には、  
障害者自立支援法でのヘルパー派遣を認めています。

以前の厚生労働省の通知文書では要介護5で手帳1、2級の全身性障害かつ、  
ホームヘルプを限度額の半分以上超過して利用している場合にのみ自立支援法からのヘルパー派遣を認めるという内容のものでした。

ですが、新たに出された通知ではいずれの縛りも外され、  
自治体が認めれば超過分の支給が可能になりました。



自治体によってはなかなか認めない自治体もみられますが、  
粘り強く現状を提示することで必要性を認めさせましょう。

裏へつづく

### あなたの声 投稿お待ちしております♪

みなさんの身近に起こったエピソードやイラストを募集しています  
こんなこと知って欲しい、やってほしい、ご意見、ご感想 etc...  
なんでもOKです(^ ^)  
イニシャル 匿名希望 OK きょうと福祉倶楽部 おたより係まで



私たちの事務所で勤務する職員のお母さんも行政との交渉の中で、介護保険の超過分35時間までヘルパーの利用が可能となりました。だから、安心して仕事に出てこれるのです。

また、文化活動、余暇活動には地域支援事業からガイドヘルパーの利用が可能です。これは介護保険にないサービスです。もともと介護保険では文化、余暇活動でのヘルパー利用は認められていません。ガイドヘルパーの利用で生活の質の向上も可能になります。

## ヘルパー利用の通院から 訪問診療へ...



体が不自由になると通院することもままなりません。それを訪問介護でまかなおうとするとそれだけで家庭で受けられるサービス時間に影響を与えることもあります。それを先生に訪問診療をお願いしたら大幅なヘルパー利用時間の短縮につながる場合もあります。それは本人の体の負担を減らすことにもつながります。



## 根本的に制度設計の 見直しはかせません

このような方法で、対症療法的には必要なサービス量を確保することが可能となることもあります。ですが現在起こっている問題は制度設計の欠陥によるものだとおもいます。保険制度では利用単価が上がれば、保険料の上昇につながります。それを抑えるためには給付を抑制しなければなりません。そうした矛盾をなくすためには、制度を作り直す必要があります。そのためにも介護保険を利用するみんなが声をあげ、世論を喚起することが求められます。



## 体験していないことはわからない。



教育と人間関係の相談室カナナ 代表・木下秀美(精神保健福祉士)

アスペルガー障がいなどの自閉症スペクトラムの中にある、皆さんの中で、「柔軟な対応、臨機応変ができない、または苦手」という方が多くおられます。スケジュールやマニュアルがあって、決まっていることは予定通りにこなしていける訳ですが、突然の出来事や状況の変化があると、どうしていいのかわからなくなり、とりあえずマニュアル通りにやっちゃって、周りから苦情が起こる、というケースが少なくありません。時にはパニックを起こしてしまう場合もあります。これらは、「想定外」の出来事や状況変化への対応方法を知らないことから生じるトラブルと言っているでしょう。体験していないことは“わからない”のです。

幼少期からの、家庭でのしつけや、学校などでの社会的学習場面で、「教える(伝える)側」はきちんと伝えつつも、本人が自閉症スペクトラムの様々な特性によって、「教えられ(つたえられ)たこと」を理解・獲得できないまま成人になった、というケースがよくあります。基本的な対人関係のマナーやルール、場面に応じた対応のバリエーションやスキルの獲得が、制限されている状態です。

アスペルガー障がいなどの高機能の広汎性発達障がいの方は、障がい=生き辛さをまわりが見つけにくいために、定型発達者と同じ対応で育て、関わっていくことが多く、本人の「臨機応変ができない」状態が「理解できない」となります。

体験が乏しいために生じていることから、対応としては、数多く体験する、が基本になります。日常生活の中で起こった一つひとつの「困った出来事」を分析し、なぜそれが起こったのか、その時どう考えたのか、どう対応すべきだったのか、などをご家族をはじめとした援助者が一緒に語り合う中で、今後そのような場面では「〇〇の対応の仕方がある」と、別の方法を身につけて行くという地道なトレーニングが必要となります。が、もう一つの特性として、「一度獲得したら継続してできる」というものがありますので、小さなトレーニングをコツコツと積み上げることで、本人も周りも関わりやすくなる、と認識することが大切です。

有限会社 おとくに福祉研究所

## きょうと福祉倶楽部

〒617-0824

長岡京市天神4丁目7-12 ハイツ東台101号

TEL 075-958-2560 FAX 075-957-2808

E-mail kyoto-care@club.email.ne.jp

